《参考》

開発申請から検査済証交付までのフロー図

《笠間市開発事業指導要綱》

《都市計画法第29条許可》

事前相談・協議（都市計画課及び関係各課等）

開発事業事前協議申出書の受付

毎月10日締切

※10日が土日祝日の場合は、前の平日が締切日となります

※受付時には他法令の申請・届出が済み、添付書類が全て揃っている必要があります

内容審査，資料補正，現地調査（事前）

笠間市開発調整会議

関係法令手続きの進捗確認、意見聴収、現地調査

調整会議意見に基づく対応依頼（必要に応じて）
最終補正・確認作業　（関係各課の許可等の完了確認）

開 発 事 業 協 定 書 の 締 結

開発事業同意書の交付

工事着手届出書

工　事　完　了

工事検査(完了)依頼書

完　了　検　査

検査済証の交付

開発事業事前協議完了通知書の交付
（都市計画法第32条の同意を兼ねる）

開発行為許可申請書（都計法29条 本申請）
開発許可申請手数料の納付（現金及び振込み）

内容の確認作業（都計法29条必要書類等の確認）

開発行為許可書の交付

工事着手届出書

建築制限等解除申請書

工　事　完　了

工事検査(完了)依頼書

完　了　検　査

検査済証の交付

完　了　公　告